

伊豆高原十字の園デイサービスセンター運営規程

（目 的）

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する伊豆高原十字の園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態等にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話又は支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 伊豆高原十字の園デイサービスセンター
- (2) 所在地 伊東市八幡野1028番地の4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

- (2) 従業者

- ①看護職員 1人以上

看護職員は、看護業務を行う。

- ②生活相談員 1人以上

生活相談員は、生活相談業務を行う。

③介護職員 3.4人以上

介護職員は、介護業務を行う。

④機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能訓練業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日とする。（但し、12/31～1/3 を除く）

（2）営業時間 1単位当たりのサービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

事業所の開所時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日27名とする。

（事業の内容、利用料等）

第7条 事業の内容、利用料及びその他の費用は次のとおりとする。

（1）事業内容

①身体介護に関する援助

- ・排泄の介助
- ・移動、移乗の介助
- ・通院等の介助その他必要な身体介護

②入浴に関する援助

- ・衣類着脱の介助
- ・身体の清拭、洗髪、洗身
- ・その他必要な入浴介助

③食事に関する援助

- ・準備、後始末の介助
- ・食事摂取の介助
- ・その他必要な食事の介助

④送迎に関する援助

- ・移動、移乗動作の介助
- ・送迎

⑤相談、助言に関する援助

- ・利用者及び家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

⑥その他の援助

- ・レクリエーション
- ・グループワーク
- ・行事的活動
- ・体操
- ・機能訓練
- ・休養（養護）

(2) 利用料及びその他の費用

①利用料 指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いとする。

②通常の実施地域以外の地域の利用者の送迎費用

③食事の提供に要する費用 680円

④オムツ代 実費

⑤その他利用に係る諸経費 実費

2 前項の通常の実施地域以外の地域の利用者の送迎費用は、次の費用を徴収する。

(1) 事業の実施地域を越えてから片道概ね10キロメートル未満 500円/片道

(2) 事業の実施地域を越えてから片道概ね10キロメートル以上 1000円/片道

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、伊東市、東伊豆町、伊豆市のうち旧中伊豆町の区域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項。

(1) 事業者によるサービス等重要事項文書の説明を受けたときは、その内容をよく確認し、それらに同意するか否かを伝えること。

(2) 利用者に応じた通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の計画がされているか確認すること。

(3) 事業者からの利用料その他の費用の説明をよく確認し、支払うこと。

(4) 機能訓練室を利用する際は、機能訓練指導員の指導・注意に基づいて行うこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業所は指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供を行っているときに利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は非常災害に対して、利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を期さなければならない。

- （1）防災委員会 防災管理を徹底するため、同一建物内の特別養護老人ホームと共に防災委員会を構成し、事業所の従業者1名が委員として参加する。
- （2）委員会の任務 施設及び防災設備の維持管理に関すること。
利用者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
利用者の避難誘導に関すること。
災害時における家族、関連機関との連絡方法に関すること。
- （3）防災訓練 災害時における利用者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。

（虐待の防止）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- （1）事業者は、利用者に対して適切な指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護ができるよう、従業者の勤務態勢を定めておかななければならない。
- （2）事業者は、指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供に際しては、定員を超えて行わないこと。
- （3）事業者は、衛生的な管理に努め、また感染症の予防のため必要な措置を講ずる。
- （4）事業所の見やすい場所に、運営、職員、サービスに関する重要事項を掲示する。
- （5）職者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならず、職者でなくなった後においても同様とする。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いる場合はあらかじめ同意を得ておくものとする。
- （6）事業者は、提供した指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の措置を講ずる。
- （7）事業者は、利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供によ

- り賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (8) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の事業と、その他の事業の会計を区分しなければならない。
- (9) 事業者は、施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供に関する諸記録を整備しその完結の日から2年間保存しなければならない。
- (10) 事業者は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設ける。
- | | |
|-------|----------|
| 採用時研修 | 採用後1か月以内 |
| 継続研修 | 年4回 |
- (11) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 4月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成14年 4月22日から改訂施行する。
- この規程は、平成14年 5月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成14年 7月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成16年 5月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成18年12月25日から改訂施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成19年11月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日から改訂施行する。
- この規程は、平成21年 1月15日から改訂施行する。
- この規定は、平成23年 4月16日から改訂施行する。
- この規定は、平成24年 1月 1日から改訂施行する。
- この規定は、平成24年 4月 1日から改訂施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から改訂施行する。
- この規定は、平成28年 1月11日から改訂施行する。
- この規定は、平成28年 7月 1日から改訂施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から改訂施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から改訂施行する。

この規定は、2020年 4月 1日から改訂施行する。

この規定は、2022年 6月 1日から改訂施行する。

この規定は、2023年 6月 1日から改訂施行する。